

「東日本大震災」による被災者の雇用維持・確保及び
平成25年3月新規学卒者等の採用枠の確保に関する要請書

拝啓 宮城県政及び仙台市政並びに労働行政の推進につきましては、日頃格別の御
協力 謹此厚く感謝申し上げます。

東北地方では、震災後、経済活動が一時的に止まってしまったが、その後、徐々に復興が進んでいます。しかし、まだ多くの企業が倒産や生産停止状態にあります。また、多くの労働者が雇用を失っており、就業率が低下しています。このため、新規学卒者等の採用枠を確保する必要があります。

新規学卒者等の採用枠を確保するためには、まず、現地の企業と連携して、就業情報を収集し、適切な就業支援を行います。また、就業率の低い地域では、就業促進策を実施するなど、多方面から取り組みます。

新規学卒者等の採用枠を確保するためには、まず、現地の企業と連携して、就業情報を収集し、適切な就業支援を行います。また、就業率の低い地域では、就業促進策を実施するなど、多方面から取り組みます。

新規学卒者等の採用枠を確保するためには、まず、現地の企業と連携して、就業情報を収集し、適切な就業支援を行います。また、就業率の低い地域では、就業促進策を実施するなど、多方面から取り組みます。

新規学卒者等の採用枠を確保するためには、まず、現地の企業と連携して、就業情報を収集し、適切な就業支援を行います。また、就業率の低い地域では、就業促進策を実施するなど、多方面から取り組みます。

新規学卒者等の採用枠を確保するためには、まず、現地の企業と連携して、就業情報を収集し、適切な就業支援を行います。また、就業率の低い地域では、就業促進策を実施するなど、多方面から取り組みます。

新規学卒者等の採用枠を確保するためには、まず、現地の企業と連携して、就業情報を収集し、適切な就業支援を行います。また、就業率の低い地域では、就業促進策を実施するなど、多方面から取り組みます。

末筆ながら、皆様方の今後の御発展を心からお祈り申し上げます。

敬具

平成24年6月4日

主要業種別団体の長 殿

宮城県知事

村井 嘉浩

仙台市長

奥山 恵美子

宮城労働局長

落合 淳一

宮城県教育委員会
教 育 長

高橋 仁

仙台市教育委員会
教 育 長

青沼 一民

3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金・ 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の 申請をされる事業主の皆さまへ

奨励金制度の実施期間を延長しました！

上記2つの奨励金は、学校卒業後安定した仕事に就いていない若者の就職促進を図るため、3年以内既卒者を雇い入れた事業主に対して奨励金を支給するものです。

この奨励金制度は、平成23年度末までの时限措置でしたが、震災や円高の影響により、今後も厳しい就職環境が継続する可能性が高いことから、実施期間を延長しました。

	基本（特例措置以外）	東日本大震災特例措置
延長内容	平成24年6月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります（※3）	平成25年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成25年4月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります（※3）
3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金	正規雇用から6か月定着した場合に、 100万円支給 (奨励金の支給は、雇用保険適用事業所単位で 1事業所1回限り)	「震災特例専用求人（※2）」を提出し、対象者を雇い入れ → 正規雇用から6か月定着した場合に、 120万円支給 雇用保険適用事業所単位で 1事業所最大10回（震災特例対象者10人） まで支給が可能
3年以内既卒者トライアル雇用奨励金	有期雇用（トライアル雇用）期間（原則3か月） ：1人につき月額10万円、 正規雇用から3か月後： 50万円支給	「震災特例専用求人」を提出し、対象者を雇い入れ → 正規雇用から3か月定着した場合に、 60万円支給

※1 「大学等」とは、大学、大学院、短大、高専および専修学校などをいいます。

※2 「震災特例専用求人」とは、被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した奨励金対象求人をいいます。

※3 平成21年3月1日から平成22年2月28日までに卒業した方は、平成24年3月末までにハローワークから紹介を受け、平成24年7月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。

- 各奨励金とも、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしていて、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた人が対象となります。（ハローワークまたは新卒応援ハローワークから紹介を受ける前に、対象者を雇用する取り決めをしている場合は、支給対象になりません）
- 雇用開始日の前日から起算して過去3年間に、その労働者を雇用したことがある場合（アルバイトなど短期雇用も含む）は、支給対象なりません。
- 平成23年11月20日以前に奨励金対象求人への紹介を受けている場合には、平成24年3月末までに雇用開始した労働者が支給対象となります。

奨励金の支給には、このほかにも一定の要件があります。奨励金制度を利用される前に必ず、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・新卒応援ハローワーク

LL230513版01

被災した求職者への 配慮をお願いします。

- ◆ 面接旅費・赴任旅費を支給していただけますか？
- ◆ 面接は、スーツでなくても構いませんか？
- ◆ 入居できる社宅・寮はありますか？
- ◆ 家賃補助・住宅手当はありますか？

◆配慮いただける事項は
求人票への明記をお願いいたします。

被災者を雇い入れた事業主の方に助成金が支給されます！
(平成23年5月2日以降の雇入れに限ります)

被災者雇用開発助成金のご案内

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等(※1)の紹介により、継続して1年以上雇用(※2)することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。(雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限ります)

※1 ハローワーク、地方運輸局及び雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者

※2 1年未満の有期契約を更新する場合も含む

対象労働者

1.震災により離職された方(以下の①から③のいずれにも該当する方)

- ① 東日本大震災発生時に被災地域(※1)において就業していた方
- ② 震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方
- ③ 震災により離職を余儀なくされた方

※1 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域(東京都を除く)

2.被災地域に居住する方(※2、※3)

※2 震災後、安定した職業についたことのない方。

※3 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、下表の金額が、支給対象期(6か月)ごとに支給されます。

	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	大企業 50万円 中小企業 90万円	1年間	大企業 第1期25万円 第2期25万円 中小企業 第1期45万円 第2期45万円
短時間労働者(※)	大企業 30万円 中小企業 60万円	1年間	大企業 第1期15万円 第2期15万円 中小企業 第1期30万円 第2期30万円

※ 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である方をいいます。

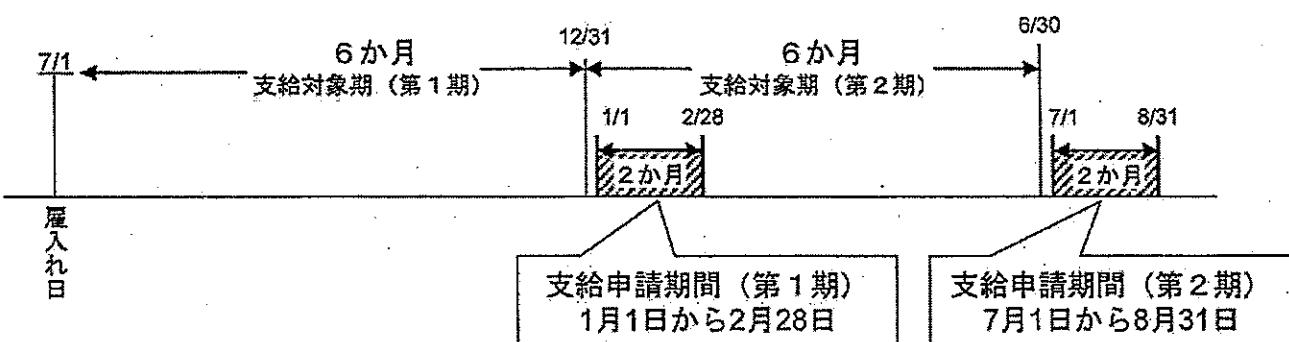


支給申請の手続き

- 助成金は、支給対象期（※）ごとに、2回に分けて支給されます。
- 支給申請は、支給対象期ごとに、労働局またはハローワークに対して行います。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から2か月以内です。
- 第1回目の支給申請がなされていない場合でも、第2回目以降の支給申請は行えます（ただし、第1回目分は支給されません）。

※ 支給対象期は、雇入れ日から6か月間ごとに区切った期間です。

【例：雇入れ日が7月1日の場合】



利用にあたっての注意点

- 支給申請期間内に申請が行われない場合、原則として支給を受けることができません。
- 対象労働者が過去3年間に働いたことのある事業所（出向、派遣、請負を含む）に雇い入れられる場合、助成金の対象とはなりません。
- 対象者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に被保険者を事業主都合により解雇している場合、又は同期間において雇入れ日ににおける被保険者数の6%を超える被保険者を倒産・解雇等による離職理由により離職させている場合（離職させた被保険者数が3人以下の場合を除く）、助成金は支給されません（震災を直接の原因とする解雇等についてはこの限りではありません）。
- 支給申請時には雇い入れられた方が対象労働者であることの証明書類が必要です。（これらの書類の中には、雇い入れられた労働者の方に御用意いただく必要があるものがあります。）
提出できない場合は、支給を受けることができないことがありますのでご注意ください。

助成金の受給に当たっては、このリーフレットに記載があるほか、各種要件がございますので、ご不明な点については、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。